ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　　通巻 211号　2016.7

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/

韓国現代製鐵所視察

５月１１日から１３日まで１３名の参加で韓国の「粉塵のでない製鉄所」といわれている現代製鐵所視察とその周辺に暮らす環境団体の方々との交流や懇談をしてきました。

参加者は、東海市にある新日鐵住金で続いたコークス黒煙火災や爆発事故に不安や被害を受け、地域住民の声や要望を聴いてほしいと結成された「きれいな空気の中で暮らせる環境を願う連絡会」の方たちと健康センターから４名と住民と一緒に運動している現職及び退職された労働者の方々です。初対面でもそこは同じ目的の同行者、すぐにうち解け楽しくかつ真剣に学んできました。

広い企業内をバスで移動見学、この視察の目的である、「環境汚染を最小にするために、世界で最初の完全に囲まれた原料保管と金剛システム」であるドーム型原料保管棟の中の様子や閉ざされたタイプ・ベルトコンベア等を見学してきました。

健康センター事務局員　　荒木　照世

目次

韓国現代製鉄所訪問	1
新日鐵住金最高判要請行動	3
愛知県労働局との懇談会	4
三輪裁判不当判決と総会	5
自殺予防２	6
証人尋問を終えて	7
スウェーデンの若者と選挙	8
豊川市長と懇談	9
皆さんの声をお聞かせ下さい	１０
労働法制 2 題	１１
だまされてはいけない文科省宣伝	１２
労働安全衛生のとりくみ	１３
裁判日程	１４
エッセイ	１５
当面の日程	１６

世界で初の密閉式製鉄所を視察して

きれいな空気の中で暮らせる環境を願う連絡会　　大鶴　節子

新日鐵住金(株)名古屋製鉄所(以下新日鐵)は東海市沖の伊勢湾を埋め立てて工場を建設。既に 50 年余の歳月が過ぎようとしています。

設備の老朽化が進むと共に長い年月、就労してきたベテラン社員の多くの人達が定年を迎え職場を去って行きました。そんな状況の中、昨年は６回の爆発事故を起こし、住民の不安を大きくあおる結果となりました。いま、新日鐵は 2 兆円の予算を投入して、災害防止に全力を挙げて取り組むことを余儀なくされています。

この 50 年間、東海市のみならず近隣の住宅地や学校にも降下煤塵(主に鉄鉱粉、石炭粉等)を毎日毎日撒き散らかしています。この粉塵公害をなくすために立ち上がっている、各地域の方たちと「きれいな空気の会」を一昨年立ち上げました。

アンケート調査などを重ねながら市や会社と話し合いの場を設けたりしている中で、世界初の密閉式の製鉄所が韓国の唐津（タンジン)市にできて既に 2013 年度より稼働しているとの情報を得ました。

そこで視察団を組み、一路韓国に出掛けることになりました。

2016 年 5 月 12 日、現代（ヒュンダイ）唐津製鉄所に訪れました。13 人の視察団を 30 才くらいの美しい女性が一人で待ち受け、素晴らしい応接室に案内されました。大きなテレビ画面、日本語で工場内の概要が映し出されました。その後、私たちの質問にもよどみなく受け答えをする女性の態度は、世界に誇る製鉄所に勤める一人の人間として自信に満ちあふれていて、その姿は美しく輝いて見えました。

唐津製鉄所は 2013 年に第三高炉を稼働銑鉄の生産能力は 1200 万トン規模に拡大されました。電気炉と会わせた同社の生産能力は 2400 万トン規模に達し、粗鋼生産は世界第 15 位前後に位置するとのことでした。

近くの居住地に移動して、環境運動家の方たちとの交流会を行いました。唐津の建設に対して、地域では環境問題で大きな反対運動が起こりました。その結果、建設に当たっては密閉式、ドーム型の要求を取り入れることで実現できたのだと交流会の中で知ることができました。

企業側にとっても完全密閉式の導入は飛散する原料の量およそ 9 万トン（鉄鉱粉、石炭粉はダンプトラック 6000 台分)と見積もって換算するとおよそ 30 億円を飛散防止。原料として、使い切るので環境対策と企業の損失分を利益に換えることで一石二鳥だと聞きました。

新日鐵は現代製鉄所の 1/2 の規模として考えると年間 15 億の利益を生み出し、公害防止策としても密閉式建屋の建設を実現できるように話し合いたいと思います。

降下煤塵公害で悩む私たちの要求を無視するのでなく、現実に韓国で環境問題を受け入れて密閉式ドーム型のヤードができていることを重く受け止めることは事業者の責務です。

国の基幹産業でもある製鉄所は建屋方式、密閉方式に設備を換えていくよう韓国視察を活かしたいと思います。

地元の環境運動家の皆さんと記念撮影

新日鐵住金人権裁判

障がい者差別は許せない

第84～85回栄総行動 新日鐵住金要請団長　　松本　直子（全教名古屋）

「みんなの要求・みんなで実現」をスローガンとする栄総行動に参加する中で、私は新日鐵住金(株)名古屋製鉄所における人権裁判を担当、昨秋と今春の二回、要請団長として同製鉄所を訪ねました。しかし、会社側の対応は、二度とも守衛室の責任者を通して「回答はしない。何度来ても変わらない」と伝えるだけというひどいものでした。そこで、5月27日の全労連・東京地評主催の「2016年春の争議支援行動」の一環で、最高裁判所と新日鐵住金本社への要請に加わることにしました。

最高裁判所では、一時間の中で８つの争議団が要請を行いました。私は主に鳴海顕さんの「障がい者差別損害賠償裁判」の要請をしました。

私の論点は以下のようなものでした。①鳴海さんが重大な障害を負った労災（左腕を失い右手全指を損失）について、安全配慮を怠った企業として補償をするのは当然である（→新日鐵は大手企業で唯一企業内補償をしていない）、②名古屋製鉄所は創業以来162名の労災死亡者を出し、一昨年には15名の重軽傷者を出す重大事故がおこった。会社は労働災害根絶に真摯に努力していない、③地域住民は製鉄所から発生するひどい煤塵等に悩まされているのに、会社はその対策を怠っている（→無公害型施設を建設した現代製鉄所と比較）、④住民の要請に対して誠実に対応していない、⑤会社は、労働者の安全・快適な労働環境づくりと公害の防止に努め、企業の社会的責任をはたすべき。口頭の要請とあわせて、上申書も提出しました。

午後からは、３時間かけて岩手県から駆け付けた鳴海さんと合流して、新日鐵住金本社への要請を行いました。社前行動では、全労連・愛労連役員の挨拶に続いて、原告鳴海さんが力強く決意表明して、沿道の支援者から大きな拍手を送られました。鳴海さんが、工場設備の欠陥により障害を負ったのは25歳でした。その若さで突然、悲惨な事故に見舞われた時の苦悩は察するにあまりあります。ところが驚異的精神力でリハビリを重ね、早くも十ヶ月後には職場復帰をはたしました。その後は図面作製の技術を生かして業務を務め、60 歳で定年退職するまで、発明改善表彰をうけること14件と会社に貢献しました。その人物に対して、会社は「ライン業務に従事できなくなったが、原告のために仕事を探し出し、定年までに１億４千万円の給与・賞与を払ってきた」と事実に反する主張をしています。鳴海さんは、最高裁への上申書で「会社がいう『労働能力の喪失』は人間の能力の可能性と発達成長や、社会の発展と技術の進歩、文化の創造を否定するもので、障害を持った者に対する偏見と非科学的解釈といえる」と述べています。常に笑顔を絶やさない鳴海さんの芯の強さは、科学的先見性に裏打ちされていると推察しました。

社前行動後に８名の要請団が結成され、本社の要請活動に向かいました。ところが信じられないことに、事前の約束にもかかわらず担当者が雲隠れして現れなかったのです。受付で１時間近い押し問答の末、担当者が後日要請団長に電話をするという条件でその場を引き揚げざるを得ませんでした。要請団を受け入れた昨 12月と比べても大幅な後退です。日本を代表する企業として情けない限りです。

「障害者差別解消法」が試行された今年、最高裁が、１・２審判決を覆して法律に則った審判をしてくれるのではと期待していました。しかし残念ながら、６月上旬に上告不受理の裁定が下りました。労災を多発させても責任をとらず、労働者のせいにして逃れるような違法企業をのさばらせてはいけないと思います。今後も企業責任を追及していく決意です。

ダンダリンのような監督官を!!

愛知労働局に要望、懇談をおこなう

事務局長　　鈴木　明男

５月 17 日、愛知健康センターは恒例となっている、愛知労働局（以下局）との懇談会をおこないました。労働局から４人、健康センターから事務局員ら 12 名が出席しました。

今回は事前に次の三点を提出して、その回答を求めました。
１､厚労省の｢過重労働撲滅対策特別班」の設置趣旨と局の対応
２、長時間労働が疑われる事業所に対する監督指導結果について愛知の状況
３、過労死防止月間に於ける局の取り組み内容と結果及び今年度の計画

意見書を手渡す鈴木事務局長

労働局から申し入れに沿った回答書に沿って説明が始まりました。一時間の制約があるので、回答書を受け取った上で、過労死防止など意見交換に時間を使うように提案して会議を進めました。

参加者からそれぞれ意見を出しました。
・労災認定事件では行政段階では認められなかったものを愛知健康センターが支援して裁判で認められ､不支給処分を取り消している。行政はもっと被災者救済の立場に立って欲しい。
・監督署がおこなう事業所への臨検でどのような指導例があるのか。
・重篤な労災事故で、例えば一年半を超えても治癒しない場合、実情に合わない処分がある。実情に合った判断をすること。
・固定残業代制や年俸制で長時間労働が野放しにされている。市バス山田判決では時間外労働が 60 時間を超えると心身の余力や予備力が低下すると判決が出ている。36 協定は 60 時間を上限とすることが望ましい。
・過労死防止シンポジウムに労働局としてどの長に対応されたのか、具体的に示して欲しい。
・厚労省や局が発行する啓発ポスターは児童・生徒から募集するなど様々な対策が可能である。
・ダンダリンのような監督官が大勢出てくることを願っている。
・愛知健康センターでも、全労働が行っている人員増の要求署名を会員に送って取り組んでいる。
・愛知健康センターの発行する「いのちと健康」は隔月に発行されていて、県下の全ての労働基準監督署と局に届けている。ぜひお読み頂きたい。
などの意見交換がでました。

また、社会問題化している運動会の組み体操「ピラミッド」では４～５㍍以上の高さから転落して骨折する例がある。労安法では 2 ㍍を超えると落下防止柵が義務づけられているが、文部科学省では無視されている。未来の労働者である子どもたちに労働法を適用することは職業観の育成につながるのでないかの意見も出ました。

遅くない時期に次回を行うように申し入れしました。

意見を述べる事務局員

控訴審へ力強い支援体制を

三輪敏博さんの労災認定を支援する会事務局長　　森下　浩平

総会に先立つ講演要旨

水野幹男弁護士より

①　控訴審勝利へ展望を開くために

一審では被告側のいい分を認めるのに、原告側の主張がほとんど取り上げられない一方的な判決であった。問題点を立証して、名古屋市バスの山田さんのときと同様、逆転勝訴に結びつけたい。証人申請は過重な勤務実態を証言する三輪さんのお父さんと９月２２日の休日出勤に関する証言をお願いする友人の方を考えている。証人申請が認められれば、勝訴への道は大きく開かれるだろう。

②　支援する会の役割

支援する会が機会あるごとに、たくさんの署名を裁判所に届けるよう期待するが、それと同時に口頭弁論で傍聴席を埋めつくすことは裁判官の心証に大きな影響があり、しかも、傍聴者がこぞって法廷でのやり取りに耳をそばだてて聞いていると感じさせることができれば、これに並ぶ成果はない。

第一回口頭弁論日程　７月１３日（水）午前１１時～１００４法廷　　（事務局注）

③　最後の一瞬まで

判決が出るまでは支援の輪を広げて、みんなが粘り強く支援活動してくれることをお願いしたい。

岩井羊一弁護士より　「控訴審理由書の組み立て」

①　業務起因性について法的判断の枠組みが誤っている

労災認定基準は無過失でもなされるべき労災補償の考え方に沿ったものであるべきなのに、第一審は、平均的労働者論をもととする厚労省部内の労災認定基準により判断している。また、最高裁が労務起因性を「自然的経過を超えて増悪し」た、と表現しているところを、一審判決は「超えて」と「増悪し」の間に**著しく**、といれて労災をより限定的にしている。

②　誤った業務の量的過重性の認定

グループリーダーの業務や労働現場の実態を正確に把握しないまま、業務開始前の時間外労働やタイムカード打刻後の時間外労働を判断したことや、時間外労働における休憩時間の認定を誤ったため、認められるべき時間外労働時間が過少となった。そうでなければ、厚労省の労災基準に当てはまり一審で労災認定となるはずであった。

③　誤った業務の質的過重性の判断

日々の応援作業は終業時刻があらかじめ知らされないまま従事する精神的に過重なものだったことを指摘。チーフ昇進の内示だけでは過重な負担でないとした判断には、内示段階のほうが精神的には負担が大きいとする研究成果も示し、過重性を改めて主張した。

④　第一審の証人２人の証言が信用できない

１人は一年後の電話による聞き取りの際の答えが、最初に労働基準監督署から聞き取りをされたときと変わって、被告側に有利になっている。しかもそのことが判決に採用されている。

もう一人の証人自身は午後５時には退勤しているといいながら、残業時の休憩が規則通りとられているなどと、体験のないことを証言している。

第３回総会

会員の参加は前回を上回る３１人になりました。そのうえ、当日の加入者が４人あって、今後の活動に大きな励みとなりました。総会参加者からは、活動を補強する立場からの意見があり、豊田通商裁判、岡崎市の関岡さんの裁判からは支援の訴えがありました。活動及び会計と監査報告、次年度の方針と会計の事務局案が了承されました。新年度の事務局体制は現職労働者の方１人に加わってもらい補強ができました。

「ＷＨＯ報告書　『自殺を予防する』　～世界の優先課題～」

世界の自殺者数　80 万人以上！

事務局員　　鈴木　利往

第１章　自殺と自殺企図に関する世界の疫学

2012 年の全世界の自殺死亡数は 80 万４千人と推定され、全世界の年間 10 万人あたりの自殺死亡率は 11.4(男性 15.0、女性 8.0)になる。年齢に関しては、世界のほぼ全ての地域で男女とも 70 歳以上がもっとも自殺死亡率が高い。また、過去の自殺企図は自殺の最大の危険因子と指摘し、自殺予防には、人口動態登録や病院ベースのシステムおよび調査から得られるデータの利用可能性の改善と、データの質の向上が必要と述べている。

俗説		事実
自殺を口にする人は実際には自殺するつもりはない。	× → ○	**自殺を口にする人はおそらく援助や支援を求めている。自殺を考えている人の多くが不安、抑うつ絶望を経験しており、自殺以外の選択肢はないと感じている。**

◆世界と地域の自殺死亡率

自殺死亡率は、高所得国は低所得より多少高い傾向が見られる。しかしながら低所得国が世界人口に占める割合ははるかに高く、世界の自殺の 75.5%は低所得国で起こっている。(図　参照)WHO の地域間で自殺死亡率が異なる結果、2012 年では、世界人口の 26%を南東アジア地域で占める一方で、世界の自殺死亡数では 39%を占めている。

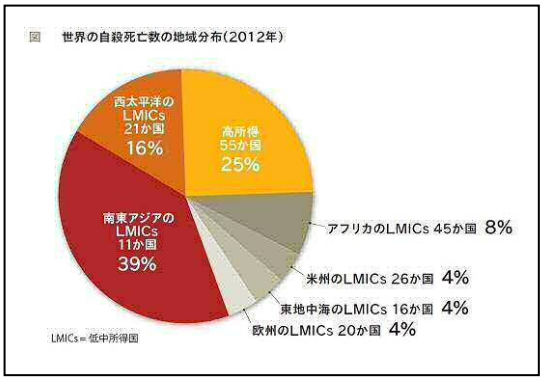

◆性別による自殺死亡率

自殺死亡率は性別によって異なる。世界的には、男性の死亡率は女性の３倍というのが一般的な見解。しかしこの高い男女比は主に高所得国での現象。2012 年の年齢標準化された自殺死亡率の比は 3.5。低所得国では男女比ははるかに低い 1.6。これは男性の自殺死亡率は女性より 57%高いということ。

◆年齢別の自殺死亡率

年齢に関しては、自殺死亡率は 15 歳以下が最も低く、70 歳以上が最も高い。これは男女とも世界の全ての地域で言えること。しかし、15 歳～70 歳の間での自殺死亡率における性、年齢別の傾向は地域によって異なる。地域によっては年齢と共に着実に自殺死亡率が高くなるところがある一方で、若年成人にピークがあり中年期は減少する地域もある。

◆2000 年から 12 年までの自殺死亡率の変化

2000 年から 2012 年の間、世界人口は増加したにもかかわらず、自殺の絶対数は 88 万３千から 80 万４千と９%減少。しかし、地域ごとにかなり異なるパターンがある。自殺死亡総数における割合の変化はアフリカ地域の低所得国における 38%の増加から、西太平洋地域の低所得国における 47%の現象に至るまで幅がある。

急速な自殺死亡率の変化の理由はまだわかっていない。考えられる説明の一つとしては、過去 10 年間世界的な健康の劇的な改善があげられる。

◆自殺企図

過去に自殺を企図した人は、企図歴がない人に比べると自殺で死亡する危険がはるかに高い。こうした危険性の高い故人を同定し、フォローアップや支援提供をすることは、包括的な自殺予防戦略の主要な要素である。

証人尋問を終えて

加野青果パワハラ自死裁判　　原　告

2013 年 12 月に労災認定を受け、その３ヶ月後の 2014 年３月に会社と上司に損害賠償請求を提訴してからもうすぐ丸２年になろうとする頃に、ようやく証人尋問の日程が 4 月 22 日と 5 月 13 日に決まりました。

これまでの２年間に、被告側から提出された書面には証拠がひとつもついてなく、亡き娘の尊厳を傷つけるばかりの内容で、怒りに震える日々でした。娘を追い込んで死に至らしめた人間達の勝手な言い分を読んでいる時には「絶対に証人尋問の場に引っ張り出し、娘にしたことがどれ程人間としてしてはいけないことだったのか明らかにしてやる」と思っていました。しかし、証人尋問はこちら側も証人を出せねばなりません。証人として出ていただいたい方は娘の先輩でしたが、まだまだ若い女性でしたので、“無理です”と言われるかも知れないと思いながら連絡しました。初めは思ったとおり「会社の人間がくるかも知れないところで話せません」と言われましたが、「おばさんの為じゃなくて娘の為に事実を話して欲しい」とお願いをしましたら、「解りました。私でよければ話します」と言ってくださり、電話を切ったあと泣けてしかたありませんでした。先生にも「頑張って説得したね」と褒めていただきホッとしました。その後も書面の読みなおしをしながら、どうやったら被告に打撃を与えられるだろういう思いで書面と格闘していました。

一回目の尋問の２日前に先生から「証人尋問は相手をやっつける場ではないのです。相手の嘘をどれだけ引き出せるかです。最終書面が勝負なんですよ」と電話を頂き、「思い知らせてやる」と思っていた気持ちが少し治まり、一回目の尋問は平常心を保ちながら聞くことが出来ました。しかし、二回目の尋問は私自身が話さなければならない為、尋問前一週間は殆ど眠れませんでした。そんな時、「過労死家族の会」の鈴木美穂さんが「相手は嘘をつこうと必死だけれども、私達は事実しか話せないのだからね。大丈夫だよ。娘さんも見てるよ」と言ってくださり、気持ちを落ち着かせていただきました。

どちらの尋問でも被告側証人の落ち着かない様子を見ることができましたし、会社の体制の酷さがあわらにもなって私自身は満足しています。

傍聴席を一杯にすることは出来ませんでしたが、お忙しい中傍聴に来てくださった皆様、ありがとうございました。

核兵器廃絶・平和を守る名古屋演劇人の集い　2016 年演劇公演

この国のかたち　２０１６

１部　秘密保護法２０１Ｘ　　２部　この国は

作　栗木英章　　演出　高村真一　　作　前川達次郎　　演出　木崎裕次

日時　８月２０日（土）　１４：００／１８：３０

８月２１日（日）　１４：００　　開場は 30 分前

料金　一般　２５００円　　高校生以下　１５００円　　（当日は３００円増し）

場所　名古屋市　天白文化小劇場

15 頁・関連記事

民主主義と政治・社会について学ぶ

スウェーデンの若者

愛知健康センター相談役　　平松　晃

10 年ほど前、スウェーデン語を教えてもらったアンナの紹介で、スウェーデンの高校の授業を見学することができた。高校の講堂で生徒が５人位に分かれて模擬国連をやった。中東問題がテーマで、イスラエル、パレスチナ、国連等に分かれてそれぞれの国、団体の立場になって解決策を考えるものであった。生徒たちの結論では金銭的解決が最良の解決策となった。

日本も 18 歳選挙権が施行された。先日のテレビ番組でスウェーデンの若者がどのように政治と関わっているかの報道があった。家庭内でも政治の話題が日常的にあり、親でも自身の政治的嗜好を子供に強制することなく意見を交わしているのが印象的であった。

スウェーデンの若者の投票率が高い理由

ネット上に乗っていた記事を以下に紹介したい。

30 歳以下の政治家が日本の 10 倍近くもいるスウェーデンのその理由の一つに、間違いなく政党の青年部に所属している若者の数の多さがあげられると思います。１６歳から２５歳までの若者の 3.5%が政党組織所属（過去 10 年間で変化なし）しています。この割合はヨーロッパの中でも多い方です。政党本部の言いなりにならず、若者を代表して独立した主張と政策を主張しているところが、スウェーデン政党青年部の強さです。スウェーデンの政党青年部の特徴は、政党青年部が母体となる政党本部とは、政策的にも独立しているところです。同じ政党なのに本部と青年部で方針が異なった場合は、青年部として本部へ提案をするのです。

学校選挙

学校選挙とは、スウェーデンの国政選挙が実施されるたびに行われるプロジェクトだ。日本でいう中学生と高校生が主な対象で、実際の選挙に先駆けて生徒が投票を学校で行うというものだ。もちろん投票は「模擬」なので実際の国政選挙に結果が反映されることはない。スウェーデン若者市民社会庁、スウェーデン生徒会連合、スウェーデン生徒会組合、欧州若者議会からのサポートを受けている。スウェーデン全土で 1629 校が参加しており、参加する生徒総数は 46 万 5960 人だ。（2013 年時点のスウェーデンの全人口は 959.3 万人）

参加を希望する学校は、各学校の生徒会が中心となってプロジェクトを組み、学校選挙に申請することになっている。その後、各学校へ投票用紙や投票箱などの「学校選挙キット」が配布される。その中には、学校選挙が実施される前に行われる、政党のロールプレイ授業のやり方、政治家を学校に呼ぶディベートの開き方なども含む。参加費はもちろん無料だ。集計された学校選挙の結果は、実際の選挙の結果が公開されてから、公開されることになっている。

スウェーデンの若者の投票率が高い理由に、この学校選挙の取り組みがその要因にあるのではないかと、スウェーデン若者市民社会庁の学校選挙担当者に質問をすると、「必ずしもそうとは言えませんが、学校選挙が果たしている役割は大きいと思います。学校選挙の参加によって生徒は、少なくとも選挙のやり方がわかるので、実際の選挙への敷居を下げていることは間違いないでしょう」と答えた。

さらに彼はこう強調する。「学校選挙も大事だが、最も大事なのは選挙の前後で民主主義について学び、実践する機会を提供することです。民主主義、政治、社会について学び、民主主義を通じて学び、そして民主主義制度の中で積極的に参加することを学ぶのです」

豊川市長と懇談

市役所のパワハラ防止に市をあげて取り組む

事務局　　宮崎　脩一

６月 22 日、「豊川市の職場運営をみまもる会」は岩井羊一弁護士、堀しずゑさん始め一行８人は山脇実豊川市長と懇談しました。

堀照伸さん（当時 55 才、児童課長）のパワハラ自殺を公務上とする最高裁判決が確定してから、豊川市は市をあげて堀さんの命日を[パワハラ防止週間]として取り組んでいます。今年で４回目になります。

懇談ではハラスメントの相談など窓口を広げたことや､途中退職者 61 人のうち病気が原因で退職した人が４人いたこと。平成 26 年度はうつ病による休職が 10 人ありましたが、いま現在４人が休職していることも報告されました。

過労死防止対策推進法の大綱に、地方自治体の行うべき業務のひとつに子ども達に働き方を法に基づいて教育することが示されており、市長に申し入れたところ、教育委員会と話しをすることも約束いただきました。

山脇市長と懇談する宮崎さん、堀さん、岩井さん

昨年 11 月に名古屋で開かれた「過労死防止シンポジウム」では豊川市の報告が注目を浴びたこと報告し､御礼の言葉を述べました。

懇談を終えた後、高裁判決を引き出す証人に立っていただいた元豊川市職員の阿部さんが経営するそば屋さんで、脱サラとは思えないできばえの料理をおいしく頂き、旧交を温めました。

駅のホームに可動柵の設置を

3 団体が国土交通省に要請

事務局長　　鈴木　明男

愛知視覚障害者協議会の梅尾朱美代表と視覚障害者の権利守る運動を支援する会の木村三郎代表。それに愛知健康センターの鈴木明男事務局長らは５月 27 日､衆議院会館で列車ホームからの転落防止を防ぐために可動式の柵の設置を申し入れました。

この日は点字で書かれた要請書 5,000 筆を国交省の担当者に手渡しました｡要請内容は｢転落で多くの方々が亡くなっています。柵があれば救えたいのちです。｣と梅尾広也さんが訴えました。また木村さんは「白杖で乗車位置を確認できない昇降式でなく左右に開く可動式を」と要求しました。更に案内放送で「黄色い線ではなく、黄色い点字ブロックの内側を」と健康センターから担当者に要望すると同省の担当者は「やれないことはない。事業者に伝えます」と答えました。

みなさんの声をお聞かせください

「健康センターニュース」をご購読いただきありがとうございます。「人間らしい労働」が生活の場で、労働の場で、家庭の場で問われています。ニュースの作り手と読み手が心を通わし、内容の深い記事にしたいと思います。

・興味を持たれた記事があったらその記事名と内容をお書きください。

・改善を要する記事・内容があれば指摘ください。

・今後、取り上げて欲しいテーマがあればお教え下さい。

☆特集や「エッセイ」に投稿してください。

お名前

ご住所

送　り　先

ＦＡＸ　：　052-883-6983

メール　：　inoken-aichi@roren.net

住　所　：　〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号

愛知働くもののいのちと健康をまもるセンター

過労死ゼロをめざす長時間労働規制法案

４野党（民進党、日本共産党、生活の党、社民党）が国会に提出

先の国会に、野党が長時間労働や過労死をなくすために、残業時間の法規制などを盛り込んだ労働基準法改正案を衆院に共同提出しました。

法案は、愛知健康センターが労働局との懇談でも強く要望していた、「36 協定により、実質の青天井になっている長時間労働」に上限規定を設けるものです。また、1 日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時までに、一定時間のインターバル（休み）を保障することにより従業員の健康を確保しようとする制度です。

過労死の大きな原因になっている長時間過密労働にストップをかけるもので、事業者に労働者の勤務時間管理を徹底させ、違反には罰則を適用します。

向大野衆院事務総長に提出する野党４党の議員

法案は自民党の国会運営の関係で審議もされず廃案となりました。世論の大きな後押しが欠かせなくなっています。（事務局　吉川）

「心が壊れなかったら過労死していた」

「労働法制改悪反対！総決起集会」

人間らしく働くルールの実現をめざす集会が 5 月 13 日、ウインク愛知で開かれ、弁護士や労働者など 120 人が参加しました。自由法曹団愛知支部、コミュニティユニオン東海ネットワーク、愛知働くものの健康センター、愛労連、過労死を考える家族の会の５団体が主催しました。

東海労働弁護団事務局長白川秀之弁護士の労働法制をめぐる情勢報告の後、現場からの報告・告発がありました。

福祉保育労から人員不足や低賃金問題、介護職場から管理者のパワハラ行為、運送業から長時間労働の実態、飲食業の固定残業制の違法行為、過労死家族の会から若い青年の亡くなるまでの経過が報告されました。

岐阜からの報告では若い仲間が「自分は長時間過密労働で、心が壊れて仲間に助けられた。でも心が壊れなかったら過労死していた。みなさんそんな仲間がいっぱいいます。助けてください」と涙ながらに訴えていたことが印象的でした。

介護施設で働く女性３人は口々に「夜勤明けで退所時にタイムカードを押した後も仕事をさせられる。明白なサービス残業」と労働基準法違反の実態を告発しました。

榑松愛労連議長は「今回の集会を出発点に残業代ゼロ、過労死を促進する労働法制改悪阻止へ、団結して奮闘しよう」とまとめ、引き続き運動を進めると報告しました。

（事務局　吉川）

だまされてはいけない！文科省の部活負担軽減宣伝

割増賃金の出ない教員の労働条件は曖昧にしたまま

愛知県教職員労働組合協議会　　内田　保

参議院選挙間際になって、6 月 13 日文科省は、教員の多忙化対策の改善の方針をまとめ発表し、6 月 17 日各県教委へ通知した。これを受けて新聞各社はニュースで「部活動『休養日』の設定徹底を通知・・・文科省」「中高部活に『休養日』設定へ・・教員の負担軽減」（読売オンライン）などとしてあたかも教職員の長時間労働が文科省の指示で改善されるかのような宣伝が流布されている。まだまだ全く具体的なその保障もない。ただの安倍応援の選挙目当ての文科省お得意のポーズの羅列といってよい。

選挙前のあめ玉に教職員も国民もだまされてはいけない。今回の通知は、すでに 1997 年に文科省の「中高生のスポーツ活動に関する調査研究者会議報告」の中でふれられているもので、「中学校で週 2 日・高校で週 1 日以上の休養日」は約 20 年近く前から文科省が言ってきたことを焼き直して再度各県教委に通知したに過ぎない。

この通知の背景には、この間の「教師も生徒も部活選択の自由を」等のネット署名の運動の高まりや、問題を指摘する新聞の複数の報道、そして愛教労の文科省交渉や共産党の田村議員の参議院議員の文教科学委員会での教職員の多忙化・長時間部活動問題の追及等から文科省も何らかの動きを見せざるを得なくなっているのも事実であろう。

しかし、今分かっていることはスポーツ庁が 2017 年度に国として 16 年ぶりに部活動を実態調査し、結果をふまえて具体的な休養日数を盛り込んだ指針を 17 年度内に定める方針が示されただけである。通知は、教職員の違法状態の労働実態については、意図的に触れようとしていない。タスクフォースなる文科省提言の中でただ「教員の部活動における負担を大胆に軽減する」「ワークライフバランスを含むタイムマネージメント等の意識改革を加速」「教職員が本来の労働時間で退校することを理想の姿として目指し」などとする甘い言葉と自己責任を反省させるかのような言葉を並べただけだ。学校は教員には、基本的には「原則として時間外労働は命じない」職場である。

ほとんど時間外にしか学校部活動は成立し得ない現実とその部活動が、教職員の犠牲的・無償的強制労働と子どもたちの遊ぶ自由の剥奪で成り立っている現実をどう変えるのかその具体的な方策を提示しているわけではない。文科省が提言しているのは、「指導・引率ができる部活動指導員の配置」を進めるとしているだけでその指導員の専門性・権限・責任は明確にされていない。そして今の学校職場の教職員との関係も全く不透明になっている。

根本的な問題である時間外にしか成立しえないという学校部活動を今後どうしていくのかの長期的な視野の方策がないまま、その一方で複数顧問制なども提案されている。

まかり間違えば中学校・高校教員全員へのさらなる部活動への強制的縛り付け政策にもなりかねない。また、例えば特業手当を 3000 円を 1 万円にするから今の現状をそれでよしとしてしまうのか。それに反対するのか。

学校部活動の位置づけ・顧問の位置づけ・休養日の設定の基準など文科省が今提示している事柄の実効性をどのように具体的に担保させていくのかそれらが今問われている。

東海共同印刷

労働安全衛生のとりくみ

東海共同印刷労組書記長　　石毛　正一

東海共同印刷では、労働安全衛生法に基づいて、月１回定例の曜日を決めて委員会を欠かさず開催しています。委員会は 9 名です。（内、経営１名・組合１名）委員は、任期を１年とし、経営・組合・職場(フロア毎)で各１名選出する構成です。

会議の議題は、職場からの安全衛生に関する報告と討議､その時々に合わせたテーマ(例えばインフルエンザ対応、職場安全パトロールなど)について話し合っています｡話し合われた内容についての社内への報告も「委員会ニュース」として発行し情報共有をはかっています。

最近の継続課題としては、災害の事前対策です｡実施したことは非常用の備蓄品(非常食など)や帰宅困難者対応としての毛布の用意です。帰宅できない人のために会社に宿泊用毛布を 16 人分用意しました｡避難訓練については実施方向ですが、まだ検討段階です。
労働災害が起きたら、すみやかに（可能であれば）被災者本人が労働災害報告書の記入提出を当該職場長に出し確認印をもらいます。その後、部長を通じて労基署あての報告書も併せて記入し、会社としてその報告書を労基署へ、同じものを病院へも提出する、という流れになっています。基本的に業務中の怪我は労災と認められています。また、再発防止策についても併せて明記するようになっています。

メンタル問題については組合としての要求でもあります。会社として社内研修のテーマに取り上げ､一度学習会が開催されました。メンタル相談窓口として会社側は社長、組合側は委員長と決められていますが、特に女性の場合は相談しにくい場合もあるため、誰もが気軽に相談できる環境づくりが必要ではないかと考えているところです。
今後は他のところの労安活動を参考にしながらより内容のつまった委員会活動をめざしていきたいと考えています。

投稿

執念の勝利

名水労　　渡辺　泰

「市バス山田裁判逆転勝訴」は、幾つもの厚い壁を突破した画期的な結果です。
原告のご両親の並々ならぬ執念がその原動力だったと思います。名古屋地裁での敗訴(2014年3月)を挟んでの九年間の闘いは本当に厳しかったと思います｡理不尽の極みの中で、37 歳の若さで自ら命を絶った明さんの無念さに涙が出ます。
労働組合として難しい対応をせざるを得ませんでしたが、改めて働くものの「いのちの番人」である労組の神髄を教えられました。

裁判の進行状況と、支援する会の活動をお知らせします。

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。

あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

<table>
<tr><td colspan="2">トヨタ過労自死労災認定請求裁判</td><td>岡崎商業高　風岡裁判</td></tr>
<tr><td colspan="2">設計技師がパワハラ・過密労働で死亡</td><td>長時間労働により過労死</td></tr>
<tr><td colspan="2">7月4日（月）　10時00分</td><td>7月6日（水）　16時00分</td></tr>
<tr><td colspan="2">弁論準備</td><td>進行協議的弁論準備</td></tr>
<tr><td colspan="2">名古屋地裁</td><td>名古屋地裁　11階</td></tr>
<tr><td colspan="2">全港湾・不当解雇吉田裁判</td><td>T・S・C三輪労災認定裁判</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労中の事故を口実に組合員差別で解雇。解雇撤回。</td><td>過労による虚血性心疾患の労災認定請求訴訟</td></tr>
<tr><td colspan="2">7月11日（月）　10時00分</td><td>7月13日　11時00分</td></tr>
<tr><td colspan="2">進行協議</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">名古屋地裁　　?201号法廷</td><td>名古屋高裁</td></tr>
<tr><td>豊通労災認定請求裁判</td><td>豊通損害賠償請求裁判</td><td>市バス山田裁判</td></tr>
<tr><td colspan="2">過労によりうつが悪化、無理な転勤命令により自死</td><td>4月21日名古屋高裁で逆転勝訴。</td></tr>
<tr><td>7月15日（金）　15時30分</td><td>7月27日（水）　10時30分</td><td>7月16日（土）　18時00分</td></tr>
<tr><td></td><td>弁論準備</td><td>裁判報告会</td></tr>
<tr><td>大阪地裁－岩井弁護士事務所（TV電話）</td><td>名古屋地裁　2階201号法廷</td><td>労働会館東館2階ホール</td></tr>
<tr><td colspan="2">寺井土木　関岡裁判</td><td>加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判</td></tr>
<tr><td colspan="2">工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死</td><td>労災は認定。上司、先輩女性からパワハラ、いじめを受け自死。謝罪を求め提訴。</td></tr>
<tr><td colspan="2">7月20日（水）　15時30分</td><td>9月2日（金）　13時15分</td></tr>
<tr><td colspan="2">弁論準備</td><td>結審？</td></tr>
<tr><td colspan="2">名古屋地裁　2階201号法廷</td><td>名古屋地裁　1102号法廷</td></tr>
<tr><td colspan="2">やまぜんホームズ　大迫裁判</td><td>デンソー　高比良裁判</td></tr>
<tr><td colspan="2">過労とパワハラで自死。労災認定を求めて提訴</td><td>労災認定された元期間工の損害賠償請求裁判。</td></tr>
<tr><td colspan="2">9月28日（水）　10時00分</td><td>7月5日（火）　11時30分</td></tr>
<tr><td colspan="2">口頭弁論</td><td>弁論</td></tr>
<tr><td colspan="2">名古屋地裁　1103号法廷</td><td>名古屋高裁　1004号法廷</td></tr>
<tr><td colspan="2">岐阜市　伊藤裁判</td><td>宇田川労災認定請求裁判</td></tr>
<tr><td colspan="2">公園整備室長、業務をめぐって上司のパワハラ　市庁舎屋上から自死</td><td>淑徳学園校舎改造工事で青石綿が飛散。　中皮腫で死亡。</td></tr>
<tr><td colspan="2">7月11日（月）　10時００分</td><td>10月26日（水）　13時10分</td></tr>
<tr><td colspan="2">証人尋問</td><td>判決</td></tr>
<tr><td colspan="2">岐阜地裁　3階</td><td>名古屋地裁　1103号法廷</td></tr>
</table>

演劇一筋の栗木英章と私

劇団名芸　　栗木　慶子（よしこ）

もうすぐ、８月１７日が来る

夫、英章の一周忌がやってくる。劇団の仲間たちが創ってくれた偲ぶ会の巨大写真の英章は、いつもにこやかに笑っている。

私は朝夕さまざまな事を語りかける。今日も一日見守ってね。孫の「春」がこんなに大きくなったよ。庭の花たちがたくさん咲いたから飾るね・・・等々。活字の大好きな人だったから、朝一番に新聞を広げて見せる。

劇団を創立。劇団代表として

英章は早くして父を亡くし、母親の細腕に支えられて育った。加えて小・中学校での恩師や演劇部の仲間たちとの交流はその後の人生の大きな指針となっている。高校を卒業後、家電メーカー東芝に入社。これでやっと母を楽させてあげられるとどんなにほっとしたことかと思う。でも、若いエネルギーは仕事だけに留まらず、恩師や仲間たちと劇団を創立。劇団代表としてどこへでもフットワーク軽く出掛け、人との繋がりを大切にしてきた。

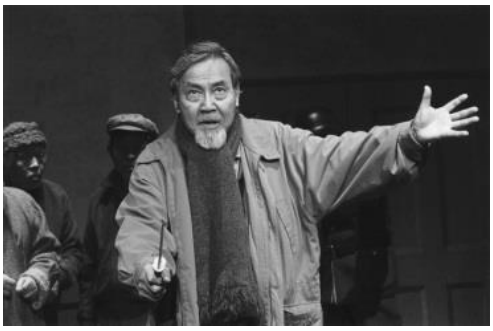

木下順二・作　「巨匠」の巨匠役

身体に異変・・・すい臓ガン

劇団創立 50 周年の行事も終えた 2014 年 6 月、健康だけが取り得としていた身体に異変が起き、紹介された病院ですい臓ガンステージⅣの宣告を受けた。見た目には変わりなく、自覚症状もなく、夫も私も言葉を失ったが、この人の病気は必ず私が治してあげると誓った。あの日の光景は、今も脳裏に焼き付いている。英章は入院中に二本の作品を書いた。「春のスケッチ」であり、もう一つは今年の反核舞台人の作品「秘密保護法 201Ｘ」でいま稽古の真最中である。

愛知健康センターとのつながり

英章は東芝に勤めながら働く人達のあるべき追い求め、多くの作品を舞台化してきた。苦楽を共にしてきた企業は放射能の危険や平和とは程遠い、原発輸出企業として軸足は家電から離れている。きっとこの秘密保護法の劇は身を切るような想いで書いたのだと思う。

この作品には愛知はたらくもののいのちと健康を守るセンターの方々の出番も書き込んでいた。亡くなる 10 日前に健康センターの稽古に立ち会わせて頂いたのが、長い演劇人生の最後の仕事となった。

平和を希求して子や孫たちに

ガン告知と同時に長女から初孫の妊娠の知らせを受けて、運命的なものを感じながら、この冬には長男の所にも待ち望んだ孫が生まれる。

英章は「まだ書きたい！」「演じたい！」とほとばしる様な思いを残して逝った。そんな夫の無念を思うと、先行きの見えない混沌とした時代を、このまま子や子孫に手渡すわけにはいかないと、萎えそうになる心を奮い立たせている

7月･8月の日程
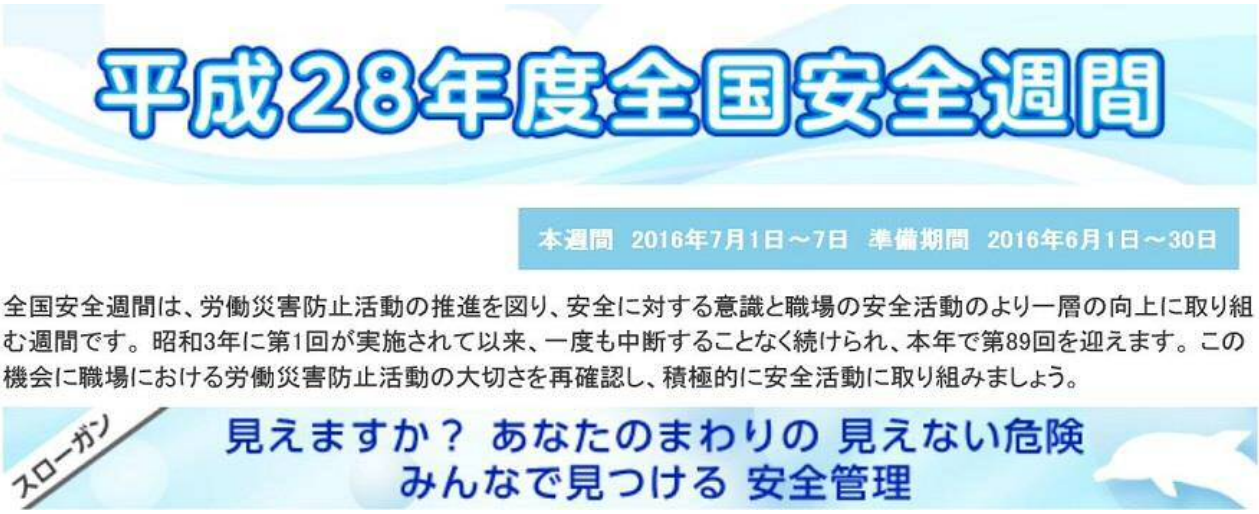
月　日	時刻	事　　項	場　　所
7月1～7日		全国安全週間	
7月04日（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
	10:00	トヨタ社員労災認定請求裁判(閉廷後、支援する会設立総会)	名古屋地裁1103号法廷/弁護士会館
7月05日（火）	18:00	労安学校実行委員会	愛知センター事務所
7月07日（木）	18:30	愛知健康センター理事会	労働会館２階会議室
7月10日（日）		参議院選挙	
	10:00	「ホームに可動柵を」街頭宣伝活動	金山総合駅
7月11日（月）	10:00	全港湾吉田裁判	名古屋地裁(進行協議)
	10:00	岐阜伊藤裁判	岐阜地裁
7月12日（火）	13:30	過労死防止シンポジウム打ち合わせ	水野法律事務所
7月13日（水）	11:00	テーエスシー･三輪労災認定裁判(控訴審)	名古屋高裁1004号法廷(10:30開廷前集会)
	18:00	市バス山田公務災害認定裁判勝利報告会	労働会館東館２階ホール
7月15日（金）	13:30	豊通労災認定行政裁判(電話法廷)	岩井法律事務所
7月16～17日		過労死防止全国センター総会	京都
7月19日（火）	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
7月20日（水）		全国センター理事会	東京
	15:30	寺井土木･関岡過労死労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
7月22日（金）	19:00	大迫事務局会議会議	津島民商
7月27日（水）	10:30	豊通損害賠償請求裁判(弁論準備)	名古屋地裁201号法廷
8月01日（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
8月20日（土）	14:00 18:30	演劇公演「この国のかたち2016」	名古屋市天白小劇場
8月21日（日）	14:00	演劇公演「この国のかたち2016」	名古屋市天白小劇場
8月22日（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	事務所
8月24日（水）	13:30	十六銀行員過労死裁判	名古屋地裁1103号法廷
8月27日（土）	13:00	**愛知健康センター総会**	**労働会館２階会議室**
8月29日（月）	10:00	岡崎商業高校風岡裁判（証人尋問法廷、終日）	名古屋地裁1103号法廷
8月30日（火）	10:00	大迫弁護団会議	事務所
9月02日（金）	13:15	加野青果社員パワハラ自死損害賠償請求裁判	名古屋地裁1102号法廷(結審?)